

博士論文の要旨および 博士論文審査結果の要旨

氏名	19D6101 鮑 萌
学位の種類	博士（経済学）
学位記番号	経済博甲第14号
学位授与の日付	2022年9月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
博士論文題目	中国における環境保護と居住民の就業安定政策の 課題 —山東南四湖省級自然保護区における「退養漁湖 民」, 「失業鉱山労働者」を対象として— Issues of Environmental Protection and Job Security Policies for Residents in China —A Case Study on Former Fishermen and Unemployed Mine Workers in the Nan Siyu Provincial Nature Reserve in Shandong Province
論文審査委員	主査 大島 一二 教授 副査 角谷 嘉則 教授 副査 上ノ山賢一 准教授

<博士論文の要旨>

中国における 環境保護と住民の就業安定政策の課題

—— 山東南四湖省級自然保護区における「退養漁湖民」、
「失業鉱山労働者」を対象として ——

鮑 萌

要旨

本論文では、山東南四湖省級自然保護区の自然資源（湿地）を保護するため、もともと従事していた農林水産業と炭鉱業の職を失った「退養漁湖民」と「失業鉱山労働者」を対象に、アンケート調査に基づき、現在の失地農民と失業鉱山労働者への就職安定政策の進捗と課題を明らかにした。

本論文は、以下の五つの章から構成される。

第一章は、本論文の研究背景、課題と研究方法を述べた。

経済発展により、人間の生産性はかつてないほど向上し、人々の生産・生活環境は大きく改善されたが、同時に自然環境はかつてないほどの大きなダメージを受けている。こうした状況の中で、自然環境のなかでも、世界において開発のもっとも大きな影響を受けている自然環境として「湿地生態系」があげられる。

こうした問題を背景に、近年世界各地で自然保護区の重要性が広く認識され、合理的な地域開発政策と「湿地生態系」地域の持続的発展を実践しようとする気運が高まっている。こうして、現在、世界各地には「湿地生態系」を保護する目的を有する自然保護区が増加しているのである。

中国においては、1956年に最初の自然保護区が設立されて以来、各種の自然保護区を合理的に配置し、良好な機能を備えた自然保護区制度が徐々に

形成されてきた。しかしながら、人口稠密で長い歴史を有する中国の特性により、当然ながら、自然保護区が建設される以前に、すでに農地開発や、資源開発、企業用地としての転用等が実施されており、その地域のすでに開発された湿地を復元するために自然保護区が建設されると、多くの農民や労働者が土地や仕事を失うことになり、その救済や再就職斡旋が大きな課題となる。この問題を中心に研究したものが、本論文の研究の中心的対象である「失地農民」と「失業鉱山労働者」問題である。

このなかで「失地農民」とは、1978年の改革・開放政策実施以降、中国のインフラ建設や都市化の急速な発展に伴い、自然保護区建設および、その他様々な公共開発のために農地を収用され、農地利用権を失った農民をさす。周知のように、改革・開放政策の進展によって、農村から都市に進出する農民も急速に増加しているが、その一方で、こうした「失地農民」の人口も急増しているのである。

一方、「失業鉱山労働者」は、中国の改革・開放政策実施以降、中国があらゆる分野で世界各国との競争を背景に多くの改革を実施したことによって発生したものである。1992年ごろから、経済の絶対的な割合を占める国有企業の経営の後進性や低効率性などの問題から、国有企業改革が本格化し、多くの従業員が職を失う「下崗潮」¹⁾が発生した。

こうした状況の中で、中国の労働者、特に国有企業の労働者が「鉄飯碗(安定雇用)」から「下崗(失業)」、さらには再就職を余儀なくされる状況にあり、これは、ある意味で失地農民より多くの心理的準備と適応力を必要とする事態となっている。再就職の過程では、とくに高齢者が年齢、学歴、職業能力などの面で不利になり、心理面から生活面まで、さまざまな面で行政の指導や援助が必要になるのである。

本論文において研究を実施した地域は、「山東南四湖省級自然保護区」で

1) 国有企業の改革や企業の再編に伴って発生する「下崗」従業員数は多く、その影響範囲も広いため、「下崗潮」などと呼ばれている。

ある。この南四湖省級自然保護区の中心部分を構成する南四湖は、微山湖、昭陽湖、独山湖、南陽湖等の湖が南北に連なった大型淡水湖の総称である。このうち微山湖の面積が一番大きく、総称として微山湖と呼ばれることも多い。

南四湖省級自然保護区は4つの県（市区）²⁾から構成され、総面積は4,647.12平方キロメートル、64の鎮（鎮と街道）、2,742の村（集落）を含み、総世帯数は1,248,500世帯、関連する地域の人口は407.2万人である。

南四湖省級自然保護区の面積は1,116.51平方キロメートル。全南四湖省級自然保護区地域は、3種の地域から構成される。このうち、①核心区は、面積451.14平方キロメートル、保護区の総面積の40.4%を占める。②緩衝区は、面積126.96平方キロメートル、保護区の総面積の11.4%を占める。③実験区は、面積538.39平方キロメートル、保護区の総面積の48.2%を占める。

このうち、①の核心区は特別に許可を受けた科学研究者等以外の立ち入りが禁止されている地域であり、この地域に居住する住民は移住が原則とされ、出来るだけ人間の経済・社会活動の影響を受けないように配慮された地域である、②の緩衝区は、自然保護のため生産活動、経営活動が基本的に禁止されている地域である。③はこの規制の対象外となっている。

本論文において検討する対象は、南四湖省級自然保護区内の①核心区と②緩衝区である。③実験区は土地、池の収用が実施されていないため今回は検討対象としない。①核心区と②緩衝区内において、自然保護区を建設したことによる「退養漁湖民」の再就業には、7,000戸以上約28,000人の漁民が関わっている。さらに、自然保護区の建設のために炭鉱会社12社が採掘権から撤退し、約5,000人の炭鉱会社の社員も再就業する必要が発生している。この合計3.3万人余の再就業問題が、現地の地方政府にとって大きな課題となっているのである。

本論文は、南四湖省級自然保護区における「退養漁湖民」の就業機会開発

2) 微山県、魚台県、済寧市任城区、滕州市。

と生活安定政策と失業鉱山労働者の再就職支援政策の展開過程と課題の明確化を研究対象とし、中国における「三農問題」（農業・農村・農民問題の総称）、「四鉱問題」（鉱業・鉱山・鉱夫・鉱山都市問題の総称）の重要な構成部分である、失地農民としての「退養漁湖民」の再就業、生活安定政策、国有企業職員の「下崗」としての失業鉱山労働者の再就職支援政策の現状、そして「退養漁湖民」、「失業鉱山労働者」の再就職支援政策の比較と課題の明確化を行う。

2. 各章の概要

第二章は、失地農民と失業鉱山労働者が直面する問題を述べた。

1949年の中国建国以来、都市開発と工業開発が優先され、さらに都市と農村の移動を抑止する政策が実施された結果、都市と農村の二元構造が形成された。工業化と都市化は、土地資源利用の再構成と開発をもたらし、近代化の過程は、土地利用を農業から非農業へと移行させ、発展途上国であり、かつ農業大国である中国は、産業発展の過程で失地農民を大量に生み出してきた。

農地利用権は農民にとって基本的な生産手段であると同時に、最も確実な生活保障でもあり、農地利用権を持たない農民は、都市地域において、長年にわたって都市住民と同等の待遇を受けることができず、失業保障、低所得政策、年金保障、医療保障等の多くの保護を受けることができなかった。

失地農民の生計問題、就業問題を解決するために移住政策が作られた。移住政策は経済の継続的な発展に伴い、補償と移住制度の内容も常に調整されている。直接の金銭的な補償から農業就業の再配置、他の産業への再就業、株式や配当金の配分、自らの就業と生活を発展させ、リスクに対応する能力など多面的な政策を実施しているが、技能面で劣る労働力の就業機会は減少し、競争が激化、政府の管理政策混乱、農民自身が就業意欲を失うなど多数の問題はまだ解決できていない。

一方、中国は社会主義国として、建国以来社会主義計画経済制度を実施し

ており、この枠組みの下では、労働者は国家労働者であり、国家の統一的な雇用配分によってのみ企業に出勤し、すべての労働者は雇用保障を受け、企業には解雇権がなく、労働者の希望によって容易に転勤することはできないことになっていた。この時代の雇用制度はまさに「鉄飯碗」と呼ばれた。しかし、時の経過とともに、市場経済が進展するに伴って、この雇用制度の欠点が徐々に明らかになり、世界の各産業との競争や外貨獲得が急務となる中、「労働合同制改革」（労働契約制）の実施に乗り出したのである。この改革により、中国の雇用制度は計画雇用から市場雇用へ、固定雇用から労働契約制へと変わり始め、労働者の熱意と創造性を動員し、彼らの合法的な権利と利益を保護する、同じくこの時期個人的な理由で「下崗」する労働者も出現した。

「失業鉱山労働者」は失業国営企業職員の一部として存在している。彼らは次第に高齢化するに至って、教育水準が低く、労働技術水準が低いため労働市場において求職を行うことが厳しい状況にある。しかし、「失業鉱山労働者」は常に家族の主要な収入源となっている場合が多く、彼らの大量失業は、家庭のみならず地域社会の安定に大きな影響を与える可能性が高い。

第三章は、山東南四湖省級自然保護区の「退養漁湖民」の実態を明らかにした。

山東南四湖省級自然保護区の自然資源を保護するため、2018年から、自然保護区の核心区と緩衝区の漁業養殖産業は徐々に撤退を余儀なくされ、本論文の研究中心の一つである「退養漁湖民」が形成された。

補償政策は三つの段階で展開された。まず、2018年から現地の微山州政府は核心区と緩衝区の「退養漁湖民」の情報を収集し、各漁民の家族資産（池の所属、具体的な請負面積など）を分類、確認し、補償面積を確認した。次は、2019年から土地、湖沼の収用工程が開始された。漁民から収用された湖沼は2020年から2039年まで、毎年1ムー（0.67a）の農地・湖沼について、1,000元の補償金が「退養漁湖民」に支払われた。

さらに、2020年10月までに核心区と緩衝区の収用工程を完成する。そして「退養漁湖民」に補償金を支払う計画である。

「退養漁湖民」の再就業、起業政策は「退養漁湖民」の意欲に応じて、元漁民にたいする技能訓練を強化し、大規模な職業技能訓練を実施し、各種の訓練補助金や起業補助金政策を推進することによって、「退養漁湖民」の再雇用と起業能力の向上を支援した。

現地政府は元漁民の意志を十分に理解した上で、以下の四原則を策定した。

第1原則は、自然資源保護を基本にした複合的な産業開発による雇用拡大である。現地の特色ある有利な自然資源を十分に活用し、実験区における湿地生態経済を発展させ、近代的な漁業と特色ある湖沼観光という産業開発を推進し、雇用機会を拡大し、雇用数の増加に注力する。この結果、現地の余剰労働力を活用し、元漁民の生産力と収入の増加を促進する。

第2原則は、元漁民にたいする技能訓練を強化し、雇用適性の向上に努めることである。「退養漁湖民」にたいして職業技能向上計画を策定、「退養漁湖民」の大規模な職業技能訓練を実施し、各種の訓練補助金や起業補助金政策を推進することによって、「退養漁湖民」の再雇用と起業能力の向上を支援する。

第3原則は、起業への支援強化、起業に基づく新規雇用の拡大である。技能訓練学校を活用して、起業意欲を有し、資金調達等の一定の起業条件を備えた「退養漁湖民」を対象に、起業意識教育、起業能力の向上、起業の実践的なトレーニングなどの起業関連研修を実施した。さらに、電子商取引研修コースを設置し、農村の起業者、新世代の出稼ぎ労働者、失業者などの起業能力と起業成功率を高めるための支援を提供する。地域の特色ある産業と連携して、起業支援プランを策定し、研修に合格して起業する「退養漁湖民」を優先して、「創業孵化基地」・「創業園區」への参入を推奨する。

第4原則は、再就業におけるインターネットの活用である。新しい雇用紹介サイトの開発を推進し、採用支援の効果を高めた。とくに、国、省、市の

就業支援ネットワークを活用し、時間と地域のニーズに応じて、産業別、職種別、対象別に情報提供を行う。

南四湖省級自然保護区の核心区と緩衝区には6つの郷と8つの鎮が含まれており、7,000世帯以上、人口は約28,000人である。技能育成ニーズを有していると考えられる労働年齢階層の元漁民（18歳～59歳）を約5,000人と設定し、今回のアンケート調査はこの約5,000人の中から有効な回答を回収できた199人の情報を得た。

今回実施した「退養漁湖民」を対象としたアンケート調査では、技能育成ニーズがある199人のデータを利用した。平均年齢38.8歳、男性133人（66.8%）、女性66人（33.2%）であった。アンケート調査対象者はおおよそ80～100時間の授業を受講し、約十日間を費やして、関連技能を習得する。アンケート調査対象者は出身地を遠く離れた地域への出稼ぎを希望する者はかなり少ない。職業訓練課程の中で希望が多い職種は、順に溶接技師、電気技師、保育士などの高収入職種であった。

第四章は、山東南四湖省級自然保護区の「失業鉱山労働者」の実態を明らかにした。

南四湖省級自然保護区の地域内では、農林水産業以外に、長期的に石炭採掘活動が行われており、南四湖の湖底下での石炭採掘作業が継続されてきた。しかし、不十分な環境保護政策や石炭採掘の際の乱開発により、面積19.7平方キロメートルの南四湖の湖底の一部が崩落し、大きな被害を発生させている。こうして自然保護区の設置に伴い、12の炭鉱国有企業が採掘権回収（採掘の中止）を議題とすることとなった。このうち昭陽炭鉱、安居炭鉱等の4炭鉱の採掘作業地域の一部は実験区と重なるため、自然保護区内の採掘が行われない限り、採掘権は今後も維持できる。しかし、済寧三号炭鉱、高庄炭鉱、新安炭鉱、付村炭鉱、金源炭鉱、崔庄炭鉱、泗河炭鉱、永勝炭鉱の8炭鉱は、採掘作業範囲が核心区、緩衝区内にあるため、これ以降の採掘は許可されず、2019年、2020年に採掘権から撤退を余儀なくされてい

る。このため、約 20,000 人が再就職問題に直面することとなった。

現地調査でのヒアリングによれば、鉱山労働者が失業した場合は、微山県政府からの再就職・起業支援を受給できる上に、炭鉱国有企業から受けられる補償政策は以下の三点である。①離職補償等の直接的な金銭補償。②再就職、起業支援面では、前職の業務に関連したコースでの研修の機会を増やし、競争力の向上を図る。③さらに、「退養漁湖民」より多くの「失業鉱山労働者」が再就職を達成しているが、これは、炭鉱企業グループ内の再就職や再配置によるものである。

今回の「失業鉱山労働者」のアンケート調査は、労働年齢階層（18歳～59歳）を調査の中心的対象と設定し、技能育成ニーズがある 202 人のデータを利用した。平均年齢 40.8 歳、男性は 160 人（79.2%）、女性は 42 人（20.8%）であった。「失業鉱山労働者」の職業訓練の希望課程を分析すると、「退養漁湖民」と異なり、主に賃金を参考にしているのではなく、これまで自分自身が身につけてきた技能と職歴を参考にし、また出身地付近での再就職を希望していることがわかった。しかし、全国の石炭生産量の推移を分析すると、炭鉱の閉山により、山東省の石炭採掘関係の人材市場における募集人数が大幅に減少すると予想されることから、出身地付近での再就職はやや困難であり、山西省、貴州省のような石炭採掘量が増加している地域での再就職の可能性は高いと考えられる。

第五章は、「退養漁湖民」と「失業鉱山労働者」の就業安定政策を比較検討した。

今回の調査対象となった失地農民と失業鉱山労働者には、二つの共通点があることがわかる。

第一に、急速な市場経済の発展過程において、失地農民と失業鉱山労働者の問題は市場経済調整の必要から、必然的にもたらされたものであると考えられる。つまり、市場経済のもとで国家による土地利用計画の調整は避けられず、その過程で失地農民問題が容易に発生することになる。さらに、市場

化の進展により、国有企業の改革が必至となる過程で、余剰労働力が解雇され、失業鉱山労働者問題が発生することになる。その意味で、失地農民問題と失業鉱山労働者問題は市場経済下の調整のもとで必然的にもたらされたものである。

第二に、今回の調査結果からは、失地農民・失業鉱山労働者いずれも、再就職プロセスにおいて競争力を欠き、自らの権利や利益を守る能力が脆弱であるため、何らかの政府や社会からの支援等を受けられなければ、今後大きな困難に直面する可能性が高いことである。

しかし、失地農民と失業鉱山労働者には、大別して六つの見逃すことのできない相違点が存在する。

第一に、失地農民と失業鉱山労働者では、国家、地方政府との関係性が大きく異なる。失地農民は政府機関とは根本的な関係は存在せず、あくまで地方政府の支援や補助金の対象でしかないが、これにたいして国有企業労働者は、政府機関の一部である事業単位の労働者という位置づけであり、再就職、その他の待遇は失地農民とは大きく異なっている。

第二に、失業鉱山労働者は、多くの場合は、たとえ一部の国有企業労働者が「下崗（失業）」しても、企業は一緒に倒産するのではなく、生産性や効率性を高めるために改革が行われ、一部の国有企業労働者が「下崗」する一方で、残された一部の国有企業労働者と企業は以前より多くの利益を得ることになる。そして「下崗」した国有企業労働者も前述したように、手厚い再就職政策の恩恵を受けることができる。これは農村の「自営業者」であった失地農民とは大きく条件が異なっている。

第三に、失地農民は、農地の利用権を失うと、戸籍は自動的に農業戸籍（いわゆる「農村戸籍」）から非農業戸籍（いわゆる「都市戸籍」）に転換されるが、彼らの得た都市戸籍では都市市民と同等の十分な社会保障の恩恵に浴せない。こうして、都市社会と農村社会の双方から疎外されたグループとして、存在することを余儀なくされる。それと比較すれば、失業鉱山労働者はもともと非農業戸籍であり、仮に仕事を失っても、都市で継続して生活を

続けることになる。

第四に、直接受給する補償金額水準については、国有企業労働者の場合は失地農民よりやや高いことである。

たとえば、「退養漁湖民」が10ムーの湖沼請負権を10年間（現地の実際の請負期間に基づく）有している場合には、1ムー当たり1年間の請負に対して1,000元が支払われる規定のため20万元と算出できる。これにたいして、炭鉱採掘の「失業鉱山労働者」の場合は、勤続20年の場合は離職時には平均27.4万元を（月額賃金13,000元に勤続年数20年を乗じて算出）受給できる計算である。このように、農民が実際に手にする自営業補償額と、労働者の失業補償額にはそれほど大きな相違はない。しかし、国有企業労働者には、さらに離職手当が1~3か月の月額賃金に相当する額が支給されるため、実際には1.5倍程度の格差が存在することになる。

第五に、むしろ大きな格差は「退養漁湖民」と「失業鉱山労働者」の社会保障制度における格差である。

中国の基本的な社会保障は、「年金保険」、「医療保険」、「失業保険」、「労災保険」、「育成保険」の五つの保険と一つの基金「住宅積立金」である。また、仕事を失った都市の労働者のために、再就職サービスセンター、都市部での最低生活保障制度、再雇用税制優遇政策などが設けられている。しかし、多くの失地農民は社会保障に関する知識がなく、既存の社会保障政策は適用範囲が不十分で、個人負担の割合が高く、基準が画一的などの問題があるため、結果として、「失業鉱山労働者」と「退養漁湖民」の社会保障の需給条件には大きな格差がある。

第六に、再就職に関わる支援サービスの程度が異なることである。「失業鉱山労働者」がグループ企業内に再就職すると、技能トレーニング等の再訓練の必要性が低く、賃金の変動が少ない。また他企業への再就職の場合でも、前述したように、様々な優遇策が設けられ、失業の衝撃を緩和する対策が講じられている。これにたいして、「退養漁湖民」は南四湖省級自然保護区内の職場に推薦されるなどの一定の優遇はあるものの、入職できる人数は

限定されており、技能トレーニング等の再訓練も多く、賃金は平均的に高くない。こうして、もともと存在していた経済格差はさらに固定化されつつあるといっても過言ではない。

失地農民と失業鉱山労働者の形成背景をみると、両者は同じく中国経済の急速な発展により経済のひずみの中で形成され、社会の発展に適応することが困難である点では共通点がみられる。失地農民と失業鉱山労働者は、離職補償金、再就職支援、社会保障制度などにおいて、いずれも失業炭鉱労働者が国有企業労働者として有利な状況にあることが明らかになった。

こうした課題をどのように改善していくのか、地方政府、さらには中国政府に課せられた大きな課題といえよう。

また、この課題は、その深刻さに起因して、短期間に大きな改善を見ることが困難であることから、今後も調査研究を継続し、この問題の趨勢にさらに注目していきたい。

<博士論文審査結果の要旨>

申請者：鮑 萌

論文題目：中国における環境保護と居住民の就業安定政策の課題
——山東南四湖省級自然保護区における「退養漁湖民」、
「失業鉱山労働者」を対象として——

学位申請の種類：甲（課程博士，経済学）

1. 論文内容の概要

本論文は、近年中国で強化されている自然保護政策の中で、もともと現地で従事していた職業（本論文では山東南四湖省級自然保護区における農林水産業と石炭採掘業を研究対象としている）を失い、再就職を余儀なくされた農民と鉱山労働者に注目し、対象者への転職補償、再就職の斡旋についての政策の実施過程の調査研究、および失業者を対象としたアンケート調査を実施し、この政策遂行過程における課題について研究したものである。

本論文の構成は以下の通りである。

第一章 はじめに

1. 課題の設定
2. 研究方法
3. 先行研究

第二章 調査地域の失地農民と失業鉱山労働者が直面する課題

1. 失地農民が直面する課題
2. 失業鉱山労働者が直面する問題
3. 小結

第三章 山東南四湖省級自然保護区の「退養漁湖民」の実態

1. 調査対象地域「退養漁湖民」の経済状況
2. 「退養漁湖民」を対象とした補償、再就業政策の展開
3. アンケート調査結果にみる「退養漁湖民」の現状
4. 訪問調査にみる職業教育受講者の再就業
5. 小結

第四章 山東南四湖省級自然保護区の「失業鉱山労働者」の実態

1. 南四湖省級自然保護区の発展と現地の炭鉱への影響
2. 炭鉱閉山に伴う経済補償制度の実態と課題
3. 失業した炭鉱労働者を対象としたアンケート調査結果
4. 小結

第五章 「退養漁湖民」と「失業鉱山労働者」の就業安定政策の比較

1. 失地農民と失業鉱山労働者
2. 「退養漁湖民」と「失業鉱山労働者」の補償政策の比較
3. 小結

第六章 まとめにかえて

参考文献

2. 概評

2.1 本論文の課題

中国においては、経済発展に伴う環境破壊が進展する中で、近年環境保護の重要性が叫ばれ、各種の自然保護区が急速に形成されている。しかしながら、人口過密で長い歴史を有する中国社会の特性により、自然保護区が建設される以前に、すでに農地開発や資源開発、企業用地としての転用がなされているのが常である。その結果、その地域の自然環境を復元するための自然

保護区の建設は、地域内の多くの農民や労働者の農地や仕事を奪う結果となり、その救済や再就職斡旋が非常に大きな課題となる。こうした問題は往々にして社会安定や地域の経済発展に大きな影響を与えることとなり、無視できない課題である。この問題を中心に研究を実施したのが、本論文の研究の中心である「失地農民」と「失業鉱山労働者」の、再就職および生活の安定問題である。

2.2 研究結果

今回の研究からは以下の点が明らかになった。

- (1) 本論文において検討する対象は、山東南四湖省級自然保護区内の核心区と緩衝区である。核心区と緩衝区内において、自然保護区建設に関わる失業影響者は、約 28,000 人の漁民、さらに、自然保護区内の炭鉱会社 12 社が撤退することによる約 5,000 人の炭鉱会社の社員である。この合計 3.3 万人余の再就業問題が、失業者および現地の地方政府にとって大きな課題となっている。
- (2) つぎに、失地農民と失業鉱山労働者が直面する問題を検討した。中国において都市と農村の二元構造が形成されており、農地利用権を失った農民は、都市地域において、都市住民と同等の待遇を受けられず、年金保障、医療保障等の多くの保護を受けることができない。こうした状況の中で、失地農民の生計問題、就業問題を解決するために移住政策が実施された。これは、直接の金銭的な補償から他の産業への再就業など多様な政策が実施されているが、学歴、技能面で弱点を抱えている農村労働力の再就業機会は少なく、競争が激化するなど多数の問題がなお存在している。
- (3) 一方、「失業鉱山労働者」は高齢化し、さらに学歴、技能面で劣るため労働市場において求職を行うことが厳しい状況にある。しかし、国营企業勤務のため、前述の失地農民との比較で恵まれた金銭補償と社会保障を享受していることが明らかになった。
- (4) 今回実施した失地農民を対象としたアンケート調査は、技能育成ニーズ

のある199人のデータを使用した。アンケート回答からは、職業訓練課程への参加には高所得業種を中心に高い関心が示されたが、出身地以外への転出を希望する者はかなり少数で、再就職の成否は難しい情勢であった。

(5) また、「失業鉱山労働者」のアンケート調査は、技能育成ニーズがある202人のデータを使用した。国有企業労働者だけに生活には幾分余裕があることが、多くの回答からわかった。しかし、多くの失業者が希望している、これまでの経験、技能、職歴を生かした再就職は、山東省炭鉱の閉山等により、困難が予想される。

(6) 失地農民と失業鉱山労働者の形成背景をみると、両者は同じく中国経済の急速な発展により経済のひずみの中で形成され、社会の発展に適應することが困難である点では共通点がみられる。しかし、失地農民と失業鉱山労働者は、離職補償金、再就職支援、社会保障制度などにおいて、いずれも失業鉱山労働者が国有企業労働者として有利な状況にあることが明らかになった。こうしたアンバランスをどのように改善していくのか、中国社会に特有の問題であるだけに、地方政府、さらには中国政府に課せられた大きな課題といえる。

以上のように、全体の論文の主張は明快であり、かつ、研究の中心は本人の精力的な中国山東省の現地における調査研究に基づくもので、他の先行研究にはみられないオリジナリティがあると考えられる。

しかし、この研究結果は、今回の限定された現地における調査結果から導き出されたものであり、中国における自然保護区の設置と失業という全体の問題に、どの程度適用できるものなのかについては、今後さらなる検討が必要であろう。

3. 結論

ここまで述べてきたように、学位申請者・鮑萌氏の本論文は、経済学分野において研究者として研究活動を行うに必要な研究能力とその基礎となる学識を示すに足るものと判断できる。なお、本論文の主要部分はすでに『桃山

学院大学経済経営論集』に2編掲載されている（「中国における失地農民の就業安定政策の課題 ―山東南四湖省級自然保護区の「退養漁湖民」を対象として―」『桃山学院大学経済経営論集』第63巻第3号、pp 81～106, 2022年、および「中国における炭鉱労働者の就業安定政策の課題 ―山東南四湖省級自然保護区の「失業炭鉱労働者」を対象として―」『桃山学院大学経済経営論集』第64巻第1号、pp 55～74, 2022年）。

学位規定に定める最終試験に関しては、その定めに基づいて口頭試問を行った（2022年8月2日）。そこで、同氏の研究成果および外国語能力が上記の判断と齟齬がないことを確認し、合格と判定した。

以上の結果から、学位申請者・鮑萌氏は博士（経済学）の学位を授与される資格を有するものと認める。

2022年（令和4）年9月14日

審査委員（主査）	大 島 一 二
審査委員（副査）	角 谷 嘉 則
審査委員（副査）	上ノ山 賢 一